

No	質問内容	回答
1	今回の公募対象地における宿舎事業の提案に加え、当該宿泊施設と一体的又は将来的な展開として、飲食・物販施設、体験施設、従業員住宅、交通結節機能施設、体験プログラム拠点施設、地域交流施設、廃校等の地域資源の再活用等を含めた休屋地区全体の魅力向上及びエリアマネジメントの考え方を提案することは、本公募における評価対象として差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	差し支えありません。 ただし、企画提案書の評価基準表（公募要領別紙５）のうち「施設整備の基本方針」の項目において、基礎点（必須要件）を「<u>周辺敷地等を含む提案の場合は、その範囲が明確であること及び既に別の敷地使用者が存在する場合は事業への協力が得られる見込みであること。</u>」としております。 したがって、既に別の敷地使用者が存在する土地も含めた提案とする場合には、当該者の協力が得られる見込みであることが必須条件となります。また、その協力見込みを得るための相手方との調整等は、公募参加者が自ら行っていただきます。 なお、今回の公募対象外である廃屋跡地（更地）については、今回公募において一緒にご提案いただいても問題ありません。
2	当該宿舎事業について、開業後の利用状況や地域ニーズ等を踏まえた将来的な増築、別棟整備、周辺施設との連携等を想定した段階的整備計画（フェーズ開発）の考え方を提案することは可能でしょうか。	可能です。
3	本事業により創出される価値を休屋地区のみならず十和田湖周辺地域へ波及させることを目的として、将来的な地域運営会社（SPC等）の設立を視野に入れた事業スキームを提案することは、本公募の趣旨に沿うものと考えてよろしいでしょうか。	そのようにお考えいただいて問題ありません。 ただし、今回の公募では事業対象用地における事業の実施体制が主要な評価対象であり、当該用地で概ね２年後の施設工事着工というスケジュールを前提とした当面の実施体制をご提案いただくことが必須となります。
4	また、将来的に地域運営会社等への事業譲渡、借地権を伴う事業承継又は運営主体の変更について、環境省様他の承認等を前提として検討する提案は可能でしょうか。	可能です。 なお、将来的に事業譲渡をする場合には、環境省の事前の認可等が必要になります。